

四日市市告示第 2 7 1 号

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱（平成 2 3 年四日市市告示第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、<u>次の各号すべてに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>在宅医療の推進を図るために本市の区域内において市民を対象とし、一般の参加者を募集する事業であること。</u></p> <p>(2) <u>次のアからオのいずれかに該当する在宅医療の周知・啓発活動であること。</u></p> <p>ア <u>講演会</u></p> <p>イ <u>討論会</u></p> <p>ウ <u>イベント</u></p> <p>エ <u>勉強会</u></p> <p>オ <u>その他市長が適当と認めるもの</u></p> <p>(3) <u>次のアからクのいずれかに該当する在宅医療に関する内容であるこ</u></p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、<u>在宅医療の推進を図るために本市の区域内において市民を対象とし、一般の参加者を募集することを条件に開催する講演会、討論会、イベント、勉強会等の周知・啓発活動事業とする。</u></p>

と。

ア 在宅医療の概要や仕組みに関する  
こと。

イ 終末期や看取りに関する  
こと。

ウ 看護や介護に関する  
こと。

エ 歯や口腔ケアに関する  
こと。

オ 薬に関する  
こと。

カ 認知症ケアに関する  
こと。

キ ACP（アドバンス・ケア・プラ  
ンニング）に関する  
こと。

ク その他市長が適当と認める内容  
に関する  
こと。

（補助対象外事業）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の  
各号のいずれかに該当する事業は、補  
助対象事業としない。

(1) 政治的又は宗教的な活動を目的と  
する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号  
のいずれかに該当する事業は補助対象  
事業としない。

(1) 政治的又は宗教的な活動を目的と  
する事業

(2) 営利を目的とする事業

(3) 他の補助金の交付を受けている事  
業

（補助対象費用及び補助率）

第5条 補助金の交付の対象となる費用  
（以下「補助対象費用」という。）は、  
前条に規定する事業の実施に必要な費  
用で次の各号に掲げるものとし、補助  
率は当該各号に掲げるものとする。

(1) 講師報償費（ただし、補助金の交  
付を受けようとするものが所属する  
団体の会員が講師を務めるなど、一  
般的に無償で講師を務めるべきもの  
と判断される場合の講師料は対象外

(2) 営利を目的とする事業

(3) 他の補助金の交付を受けている事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費  
(以下「補助対象経費」という。)は、  
第4条に規定する事業の実施に必要な  
経費のうち、別表第1に定める経費と  
する。

(補助金の額及び上限額)

第7条 補助金の額及び上限額は、予算  
の範囲内において、別表第2に定める  
とおりとする。

とする。) 10割以内

(2) 要約筆記及び手話通訳報償費、託  
児・託老にかかる委託料 10割以  
内

(3) 事業にかかる事務費(会場使用料  
及び機器使用料(講演会場以外の使  
用は対象外とする。)、印刷製本費(外  
部発注以外は対象外とする。)、通信  
費(郵送料、切手代)、消耗品費(チ  
ラシや配布資料作成の用紙代)) 5  
割以内

(4) その他市長が適当と認めた費用  
5割以内

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内  
において、前条第1号に掲げる額が3万  
円を超える場合は3万円を限度とし、  
前条第3号及び第4号に掲げる額の合  
算額が1万円を超える場合は1万円を  
限度とする。また、補助金の合計額は、  
前条第1号から第4号に掲げる額の合  
算額(その額に千円未満の端数がある  
ときは、その端数を切り捨てた額)と  
し、その額が6万円を超える場合には  
6万円とする。

(審査会)

第7条 補助金交付決定において有識者  
及び医療福祉関係者に広く意見を求め  
るため、四日市市在宅医療啓発活動事  
業審査会(以下「審査会」という。)を

<p>(補助金交付決定)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、<u>その内容を審査し</u>、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p><u>置く。</u></p> <p>2 <u>審査会の組織及び委員その他審査会</u> <u>に関し必要な事項については、別に定</u> <u>める。</u></p> <p>(補助金交付決定)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、<u>審査会の意見を踏まえ</u> <u>た上で</u>、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	--

改正後		
別表第1 (第6条関係)		
	補助対象経費	備考
	ア <u>講師報償費</u>	<u>補助金の交付を受けようとするものが所</u> <u>属する団体の会員が講師を務めるなど、一</u> <u>般的に無償で務めるべきものと判断され</u> <u>る場合は対象外とする。</u>
	イ <u>要約筆記及び手話通訳報償費</u> <u>託児・託老にかかる委託料</u>	<u>補助金の交付を受けようとするものが所</u> <u>属する団体の会員が要約筆記及び手話通</u> <u>訳を務め、又は託児・託老を務めるなど、</u> <u>一般的に無償で務めるべきものと判断さ</u> <u>れる場合は対象外とする。</u>
ウ <u>事務費</u>	<u>会場使用料及び</u> <u>機器使用料</u>	<u>講演で使用した会場における使用料に限</u> <u>る。</u>
	<u>消耗品費</u>	<u>チラシや配布資料の用紙代</u> <u>事業に使用する筆記用具等の事務用品</u>
	<u>印刷費</u>	<u>外部で印刷を行った場合の印刷費に限る。</u> <u>自己所有の印刷機に使用するインク代は</u> <u>対象外とする。</u>
	<u>通信費</u>	<u>開催通知や講師派遣依頼の発送にかかる</u>

		郵送料、切手代
エ	その他市長が適当と認める経費	

改正前
-----

改正後		
別表第2（第7条関係）		
補助対象経費	補助上限額	備考
ア 講師報償費	3万円	補助金の額は、アからエまでの合計額とし、その合計額が6万円を超える場合は、6万円を上限とする。
イ 要約筆記及び手話通訳報償費 託児・託老にかかる委託料	3万円	
ウ 事務費	上限5千円(ウとエの合算額)	
エ その他市長が適当と認める経費	上限5千円(ウとエの合算額)	

改正前
-----

第1号様式を次のように改める。

四日市市長

【申請者】

住 所

氏 名

署名又は記名押印

連絡先（Tel \_\_\_\_\_）

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

## 四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付申請書

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

1. 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

### 2. 添付書類

- (1) 四日市市在宅医療啓発活動事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 四日市市在宅医療啓発活動事業収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

四日市市在宅医療啓発活動事業 収支予算書

事業名 \_\_\_\_\_

収入の部			支出の部		
科目	金額	内訳	科目	金額	内訳
市補助金  A + B			補助対象経費 講師報償費 要約筆記報償費 手話通訳報償費 託児・託老委託料		
自己資金			計（A）		
会費			上記以外の補助対象経費		
その他			事務費		
			計（B）		
			補助対象外経費		
			計（C）		
収入合計			支出合計 (A) + (B) + (C)		

収入合計=支出合計となりますので  
 ご注意願います。

団体名 \_\_\_\_\_

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

氏名 \_\_\_\_\_

署名又は記名押印

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

【申請者】

住 所

氏 名

連絡先（TEL \_\_\_\_\_）

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

署名又は記名押印

### 四日市市在宅医療啓発活動事業計画変更承認申請書

年 月 日付四日市市指令 第 号一 で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき承認されたく下記のとおり申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 変更理由

3. 変更の内容

4. 添付書類

- (1) 四日市市在宅医療啓発活動事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 四日市市在宅医療啓発活動事業収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所

氏 名

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

署名又は記名押印

### 四日市市在宅医療啓発活動事業実績報告書

年 月 日付四日市市指令 第 号一 にて交付決定を受けた活動  
を 年 月 日付にて完了しましたので、四日市市在宅医療啓発活動事業補  
助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 活動に要した経費 金 円

2. 補助額 金 円

#### 3. 添付書類

- (1) 四日市市在宅医療啓発活動事業収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助事業実施に関する会計諸書類（領収書の写し等）
- (3) 補助事業活動状況の結果報告書類（写真、参加者アンケート等）
- (4) その他

第9号様式（第12条関係）

四日市市在宅医療啓発活動事業 収支決算書

事業名 \_\_\_\_\_

収入の部			支出の部		
科目	金額	内訳	科目	金額	内訳
市補助金  A + B			補助対象経費 講師報償費 要約筆記報償費 手話通訳報償費 託児・託老委託料		
自己資金			計（A）		
会費			上記以外の補助対象経費		
その他			事務費		
			計（B）		
			補助対象外経費		
			計（C）		
収入合計			支出合計 (A) + (B) + (C)		

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

氏 名 \_\_\_\_\_

署名又は記名押印

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

署名又は記名押印

### 四日市市在宅医療啓発活動事業補助金請求書

年 月 日付四日市市指令 第 号一 にて交付決定を受けました  
四日市市在宅医療啓発活動事業補助金の概算払（完了払）を下記のとおり請求します。

補助金額 金 円

振込先

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな 口座名義人			

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部保健企画課)